

令和6年3月29日

告示第19号

武豊町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、性的少数者及び様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない者の生きづらさや困難の解消を図るとともに、それぞれの個性を活かし、多様な生き方を認め合うことができる社会を実現するため、武豊町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき持続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係をいう。

(2) ファミリーシップ パートナーシップ及び、パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者その他町長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であると約した関係をいう。

(3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

(1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。

ア 双方又はいずれか一方が町内に住所を有すること。

イ 双方又はいずれか一方が町内への転入（新たに町内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。

(3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）がないこと。ただし、宣誓者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を除く。

(4) 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。

(5) 双方が民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に宣誓し

なければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 宣誓時において町内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、町内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類

(3) 現に婚姻をしていないことを証明する次のいずれかの書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

ア 独身証明書

イ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

ウ 届出者が外国籍であるときは、外国の官憲（在日大使館等）の交付する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したものに限る。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

(4) 近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、その関係を確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者が前項の宣誓書に自ら記入することができないと認めるときは、他の者をしてこれを記入させることができる。

3 宣誓書の提出は、町長が指定する場所において行うものとする。

4 町長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券（パスポート）

(3) マイナンバーカード（個人番号カード）

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

5 宣誓しようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所、その他必要な事項について町と調整し、共に宣誓すること。

6 前条第2号イに規定する町内へ転入予定である者（以下「転入予定者」という。）

は、転入後、町内への転入を証明する書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書。町内への転入後であって、提出日前3月以内に発行されたものに限る。）を町長に提出するものとする。

（受理証明書等の交付）

第5条 町長は、宣誓者が第3条に規定する要件を満たしているとき、宣誓者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第2号）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第3号）（以下、これらを「受理証明書等」という。）を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、転入予定者に対し、転入予定者受付票（様式第4号）を交付する。この場合において、転入予定者から前条第6項の規定により町内への転入を証明する書類の提出があったときは、転入予定者受付票と引き換えに、受理証明書等を交付するものとする。

3 町長は、受理証明書等に記載された近親者等から受理証明書等の交付希望があったときは、当該受理証明書等を交付するものとする。

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、宣誓書及び受理証明書等に記載する氏名について、性別違和その他町長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に代えて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。ただし、宣誓書及び受理証明書等の裏面部分については、この限りではない。

（近親者等に関する記載）

第7条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、ファミリーシップの関係にあり、受理証明書等に近親者等の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を町長に提出することで、受理証明書等に記載することができる。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、省略することができる。

（1）近親者等である事実が確認できる書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）その他の関係が確認できる書類（提出日前3月以内に発行されたものに限る。））

（2）近親者等の記載に関する同意書（様式第5号）（15歳以上の近親者等に限る。）

（3）その他町長が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、受理証明書等に氏名等の記載を希望するときは、第4条に規定する宣誓書及び前項の同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。

3 第9条に規定する変更届により、近親者等が追加された場合においても前項同様とする。ただし、自ら記入することができないと町長が認めるときは、他の者をしてこれを記入させることができる。

（近親者等に関する記載の削除）

第8条 受理証明書等に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、町長にファミリーシ

ップ宣誓に関する申立書（様式第6号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された受理証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができる。

- 2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。
- 3 町長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、記載された近親者等の氏名等を削除した受理証明書等を交付するとともに、削除する前の受理証明書等の返還を受けるものとする。ただし、当該受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還を要しない。
- 4 その他町長が特に理由があると認めるときは、近親者等に関する記載の削除を申立てることができる。

（変更等の届出）

第9条 第5条の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）に、変更内容等が確認できる書類及び受理証明書等を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。
- 3 町長は、変更届出の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の受理証明書等を交付する。

（受理証明書等の再交付）

第10条 第5条の規定により受理証明書等の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等により受理証明書等の再交付を希望するときは、受理証明書等を再交付する。

- 2 受理証明書等の再交付を受けようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第8号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。この場合において、毀損、汚損により受理証明書等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受理証明書等を添えなければならない。

- 3 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

（受理証明書等の返還）

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第9号。以下「返還届」という。）に受理証明書等を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第3号の場合であって、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りではない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方が共に町内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。

2 受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受理証明書等を返還したものとみなす。

3 第1項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。なお、無効となった宣誓者は、前条に規定する返還届に受理証明書等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと町長が認めるとき。

(3) 第3条各号の規定に反しているとき。

(4) 第4条第6項の規定に反して、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。